

### 第三四回

#### 参第三号

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律（案）

引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「三年間」を「四年間」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の請求の実状にかんがみ、消滅時効期間を一年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。